

民生委員制度の概要と 県内民生委員・児童委員の現状

埼玉県民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

民生委員制度の概要

◆根拠法 民生委員法（児童福祉法第16条により**児童委員を兼務**）

【目的】社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進を図る。（民生委員法第1条）

◆民生委員の身分（行政実例）

厚生労働大臣が委嘱する**非常勤特別職の地方公務員**

◆民生委員の任期（法第10条）

3年間。ただし、**補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間**
（現任期：令和4年12月1日から令和7年11月30日まで）

◆民生委員の報酬（法第10条）

給与の支給はない。ただし、**活動に要する経費の実費弁償がある**。

民生委員制度の概要

◆民生委員・児童委員の職務

(民生委員法第14条・児童福祉法第17条)

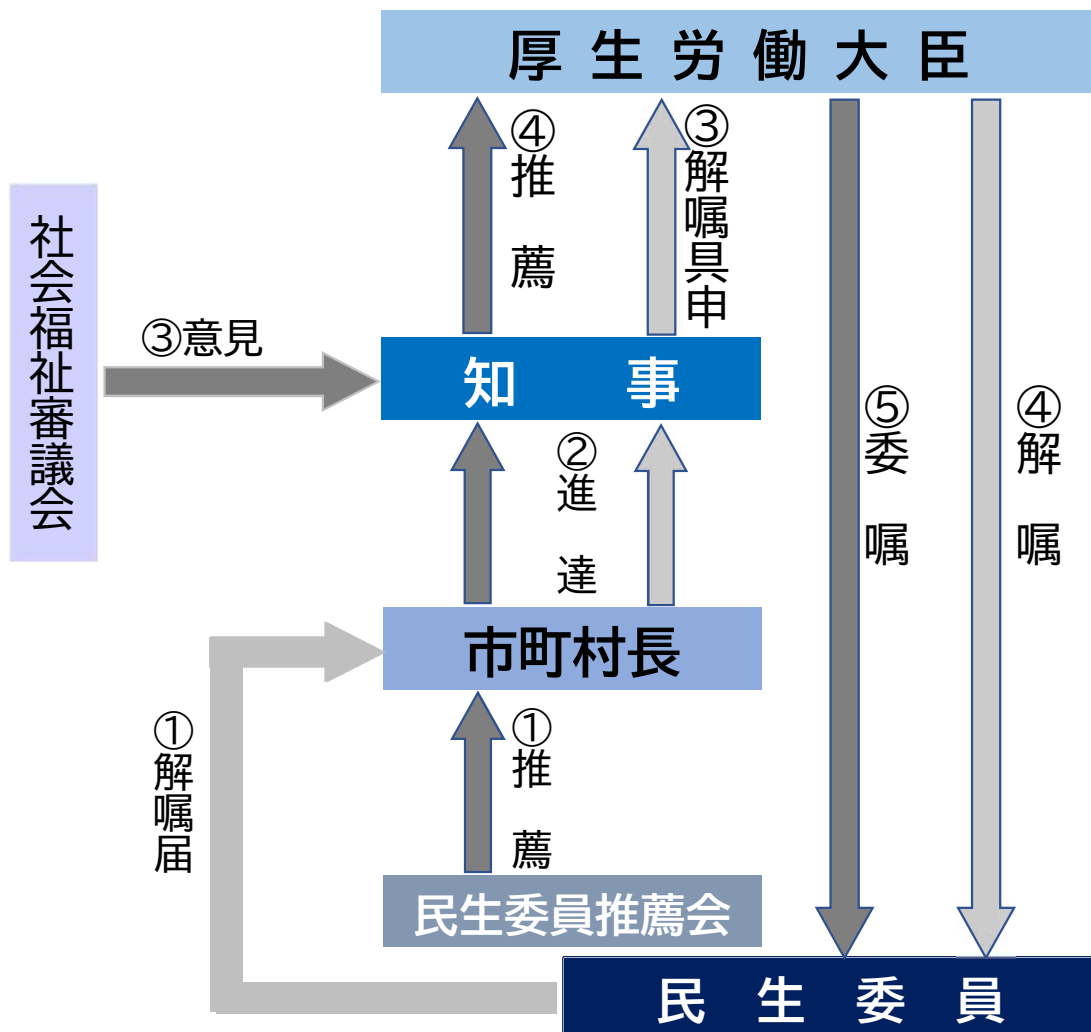
- (1) 生活状態の把握
- (2) 相談・助言その他援助活動
- (3) 福祉サービス利用に係る情報提供その他援助活動
- (4) 社会福祉事業者等との連携及び活動支援
- (5) 関係行政機関への業務協力
- (6) その他、住民の福祉増進を図るための活動

◆民生委員・児童委員の指揮監督 (法第17条)

民生委員は、都道府県知事の指揮監督を受ける。

※ 埼玉県では、「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」により
民生委員法第17条の**指揮監督権限を市町村に移譲**している。

民生委員委嘱・解職手続きの流れ



◆委嘱の流れ

- ①市町村長から委嘱された委員で構成された民生委員推薦会が審査後、推薦する。
- ②市町村長が推薦会の推薦者を知事に進達する。
- ③知事が社会福祉審議会に意見聴取する。
- ④知事が厚生労働大臣に推薦する。
- ⑤推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱を行う。

◆解嘱の流れ

- ①民生委員が市町村長に解嘱届を提出。
- ②市町村長又は民生委員推薦会が解職について、知事に内申を行う。
- ③知事は厚生労働大臣に具申を行う。
- ④具申に基づき、厚生労働大臣が解職を行う。

選任基準

- (1) 当該市町村の議会の議員の選挙権を有すること。(法第6条)
←日本国民、満18歳以上、引き続き3か月以上その市区町村に住所のある者
- (2) 人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意があること。
(法第6条)
- (3) 児童委員としても適当である者であること。(法第6条)
- (4) 年齢が78歳未満の者。(県の選任基準) ※30歳の下限の年齢要件は令和4年12月に撤廃
ただし、主任児童委員候補者にあつては、新任58歳未満の者。(厚生労働省通知)
再任は67歳未満の者。(県の選任基準) ※児童委員の中から主任児童委員を指名(児童福祉法第16条第3項)

	新任者	再任者
民生委員・児童委員	78歳未満	78歳未満
主任児童委員	58歳未満	67歳未満

※国の民生委員・児童委員適格要件は、「75歳未満の者を選任するよう努めること」、「地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能」

※国の主任児童委員推薦要件は、「原則として、55歳の者を選出するよう努めること」、「地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能」

- (5) 国、県、市町村の議会の議員の職にないこと。(県の選任基準)
- (6) 民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができること。(県の選任基準)

配置基準

◆民生委員の定数

厚生労働大臣の定める基準を参酌して、都道府県知事が**市町村長の意見を聴いて条例で定める**（法第6条）

◆厚生労働省の定める基準（厚生労働省通知）

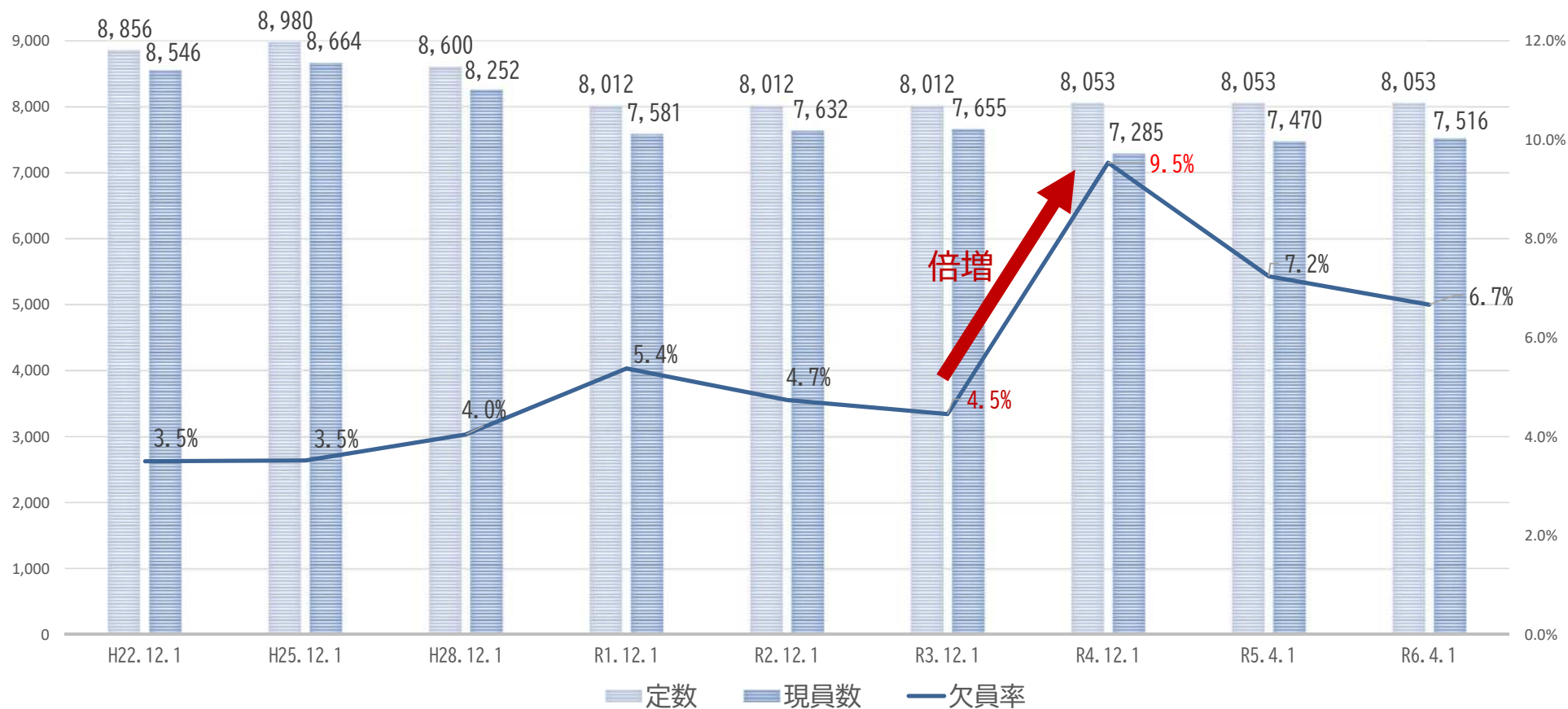
区 分	配 置 基 準
東京都区部及び指定都市	220～440世帯ごとに民生委員1人
人口10万人以上の市	170～360 //
人口10万人未満の市	120～280 //
町 村	70～200 //

◆埼玉県民生委員の定数を定める条例（平成26年3月27日条例第12号）

- ・ 民生委員の**一斉改選時期に合わせ**、各市町村長の意見を聴いた上で、地域の実情に即した民生委員の定数とするため、**条例の一部を改正している**。
- ・ 最終改正：令和4年3月29日（令和4年12月1日施行）
- ・ **次回一斉改選：令和7年12月1日（予定）**

民生委員の定数と現員数、欠員率の推移

民生委員の定数と現員数（人）



※さいたま市及び中核市を除く、県内59市町村の状況

民生委員・児童委員の状況 (令和6年4月1日現在) ※さいたま市、中核市3市を除く。

◆定数及び現員数

定 数			現 員 数			欠員数	欠員率
民生委員	主任児童	総数	民生委員	主任児童	総数		
7,452	601	8,053	6,949	566	7,517	538	6.7%

◆委嘱者の内訳

	民生委員・児童委員	主任児童委員	計
新任者	2,699人 (38.8%)	199人 (35.0%)	2,898人 (38.6%)
再任者	4,251人 (61.2%)	368人 (65.0%)	4,619人 (61.4%)
計	6,950人 (100%)	567人 (100%)	7,517人 (100%)

◆平均年齢の推移

	H22年改選時	H25年改選時	H28年改選時	R1年改選時	R6.4.1現在
平均年齢	63.1歳	63.5歳	64.7歳	65.6歳	66.1歳

※ 平成20年度から新任者の年齢要件を65歳未満から75歳未満に引き上げた。

※ 平成25年度から新任者再任者の年齢要件を75歳未満から78歳未満に引き上げた。

民生委員・児童委員の活動状況

◆民生委員一人当たりの担当世帯数

284世帯（令和4年改選時（令和4年12月）・さいたま市、中核市3市を除く。）。

◆活動日数

	全 国	埼玉県
年間活動日数（日）	26,636,434	885,324
1人当たり活動日数／年	117.1	117.0
年度末委嘱数（人）	227,426	7,568

※埼玉県の数値は、さいたま市及び中核市を除く、県内59市町村の令和5年度の状況
※全国の数値は令和4年度の状況

◆活動状況 ※さいたま市及び中核市を除く、県内59市町村の令和5年度の状況

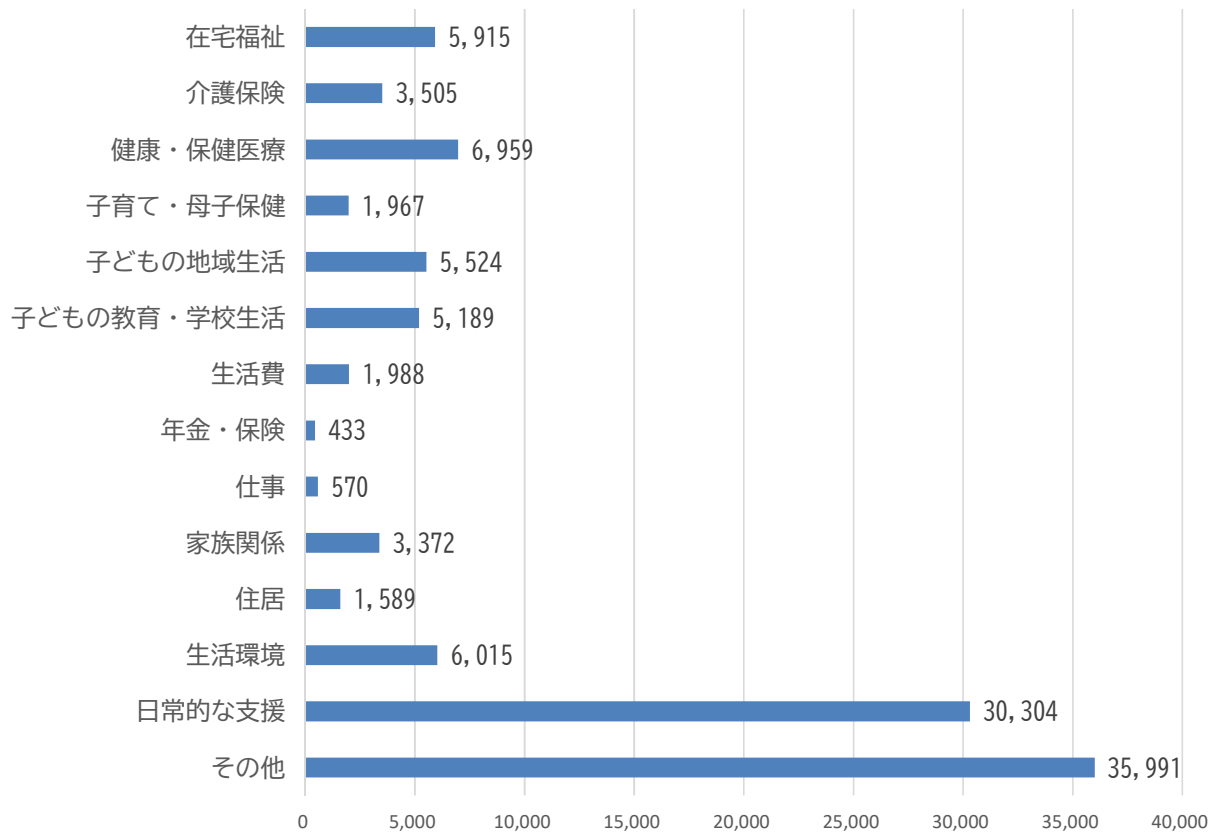
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
相談・支援延件数（件）	118,975	95,209	115,609	110,680	109,321
その他の活動延件数（件）	996,964	520,008	692,913	785,701	796,885
訪問延回数（回）	1,432,781	1,103,256	1,356,740	1,320,694	1,304,331

民生委員・児童委員の活動状況（令和5年度）

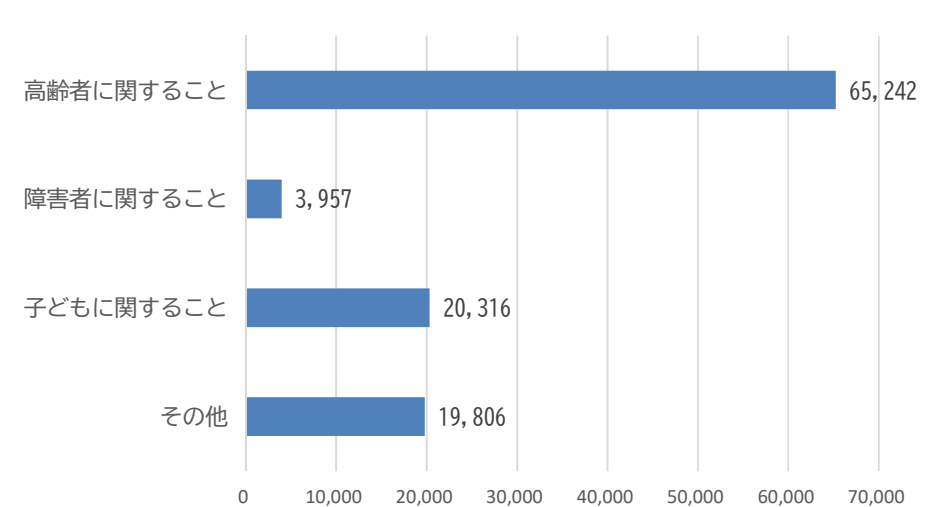
◆相談・支援件数

※さいたま市及び中核市を除く、県内59市町村の令和5年度の状況

内容別 n=109,321件



分野別 n=109,321件



民生委員・児童委員の活動状況（令和5年度）

◆その他の活動件数 ※さいたま市及び中核市を除く、県内59市町村の令和5年度の状況

